

M&A ガイドライン第3版遵守宣言

1. 依頼者との契約に基づき義務を履行します。
 - ・善良な管理者の注意をもって仲介業務・FA業務を行います。
 - ・依頼者の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図りません。
 - ・仲介者の場合、いずれの依頼者に対しても公平・公正であり、いずれか一方の利益の優先やいずれか一方の利益を不当に害するような対応をいたしません。
2. 契約上の義務を負うかにかかわらず、職業倫理として、依頼者の意思を尊重し、利益を実現するための対応を行います。
3. 代表者は、支援の質の確保・向上のため、知識・能力の向上、適正な業務遂行を図ることが不可欠であることを認識しており、当該取組が重要である旨のメッセージを社内外に発信するとともに、発信したメッセージと整合的な取組を実施します。
4. 知識・能力の向上のため実効性のある取組を実施します。
5. 支援業務を行う役員や従業員における業務の適正な遂行を確保するための取組を実施しています。
6. 業務の一部を第三者に委託する場合、外部委託先における業務の適正な遂行を確保するための取組を実施しています。
7. 専門的な知見に基づき、中小企業に対して実践的な提案を行い、中小M&Aの意思決定を支援します。
 - ・想定される重要なメリット・デメリットを知り得る限り、相談者に対して明示的に説明します。
 - ・相談者の企業情報の取扱いについても善良な管理者の注意義務を負っていることを自覚します。
8. 仲介契約・FA契約締結に向けて行う広告・営業については、以下の規律を順守した上で、適切に実施します。
 - ・広告・営業先からM&Aの実施意向がない旨、仲介契約・FA契約を締結しない旨又は引き続き広告・営業を受けることを希望しない旨の意思を表示された場合には、停止意思を拒まず、ただちに広告・営業を停止します。
 - ・広告・営業先からの停止意思の表示があった場合については、その内容を組織的に記録し、共有します。
 - ・停止意思を表示した者に対し、仮に広告・営業を再開する場合には、慎重に検討の上、組織的な判断により行います。
 - ・広告・営業先の中小企業の意思決定を適切に支援する観点から、下記のような広告・営業は行いません。

9. 業務形態の実態に合致した仲介契約・FA 契約を締結します。

10. 契約締結前に依頼者に対し仲介契約・FA 契約に係る重要な事項を記載した書面を交付する等して、明確な説明を行い、依頼者の納得を得ます。

(1) 謙り渡し側・謙り受け側の両当事者と契約を締結し双方に助言する仲介者、一方当事者のみと契約を締結し一方のみに助言する FA の違いとそれぞれの特徴

(2) 提供する業務の範囲・内容

(3) 担当者の保有資格、経験年数・成約実績

(4) 手数料に関する事項

(5) 手数料以外に依頼者が支払うべき費用

(6) 相手方の手数料に関する事項

(7) 秘密保持に関する事項

(8) 直接交渉の制限に関する事項

(9) 専任条項

(10) テール条項

(11) 契約期間

(12) 契約の解除に関する事項及び依頼者が、仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する場合には、当該中途解約に関する事項

(13) 責任に関する事項

(14) 契約終了後も効力を有する事項

(15) 仲介者の場合、両当事者間において利益の対立が想定される事項

(16) 謙り渡し側への説明の場合、謙り受け側に対して実施する調査の概要

(17) 謙り渡し側への説明の場合、業界内での情報共有の仕組みへの参加有無

11. 手数料・提供する業務の内容や相手方の手数料に関する事項については、以下に沿って説明します。

・手数料に関する実行を明確に説明するとともに、当該手数料を対価として自らが提供する業務の内容を説明します。具体的には成功報酬において採用される報酬率、報酬基準額、最低手数料の額、報酬の発生タイミング等の手数料の算定基準や提供する具体的な業務の内容について書面を交付して、説明します。

・提供する業務については、「M&A のプロセス」ごとにどういった業務を提供するのか整理を実施の上、書面を交付して、説明します。

・担当者の保有資格、経験年数・成約実績について説明します。

・契約締結前の説明において仮に依頼者から納得が得られず、仲介者・FA に対して業務や手数料に関する交渉が申し入れられた場合には、誠実に対応を検討します。

・仲介者の場合、仲介契約締結前に、依頼者から受領する手数料に関する事項に加えて、相手方の手数料に関する事項、最低手数料の額、報酬の発生タイミング等についても、相手方を含めた手数料の総額が M&A の成立やその条件に影響を与える可能性がある旨を含め、

書面を交付して、依頼者に説明します。

- ・仲介契約締結前に説明した相手方の手数料を増額する場合には、増額の内容を依頼者に開示します。
- ・依頼者の手数料を減額する場合には、当初説明した相手方の手数料を増額していない旨を依頼者に対して改めて説明します。
- ・FAの場合、相手方を支援するFAから支払を受ける場合には、支払額や支払の名目、支払時期について依頼者に対し説明します。

12.上記10,11の説明は、契約を締結する権限を有する者に対し行います。

13.上記10,11の説明の後、契約締結について適切に判断するために、依頼者に対し、十分な検討時間を与えます。

14.バリュエーションの実施に当たっては、評価の手法や前提条件等を依頼者に事前に説明し、評価の手法や価格帯についても依頼者の納得を得ます。

15.ネームクリアは、ノンネーム・シート等の提示により、興味を示した候補先に対して、譲り渡し側からの同意を取得し、候補先との秘密保持契約を締結した上で、実施します。

16.譲り渡し側からの同意については、開示先となる候補先ごとに個別に同意を取得します。

17.秘密保持契約締結前の段階で、譲り渡し側に関する詳細な情報が外部に流出・漏えいしないよう注意します。

18.慣れない依頼者にも中小M&Aの全体像や今後の流れを可能な限り分かりやすく説明すること等により、寄り添う形で交渉をサポートします。

19.デュー・ディリジェンスの実施に当たっては、譲り渡し側に対し譲り受け側が要求する資料の準備を促し、サポートします。

20.最終契約の締結までの期間において、譲り渡し側・譲り受け側の双方が可能な限り納得し、かつM&A成立後に当事者間でトラブルが発生するリスクを低減した形で、最終契約を締結されるように支援します。

21.最終契約後・クロージング後に当事者間で争いに発展する可能性があるリスクについて、最終契約の締結までの調整の実施や依頼者への説明を行います。具体的には、特に下記の対応を実施します。

- ・譲り渡し側経営者の経営者保障の扱いに関しては、譲り渡し側経営者と方針を相談の上対応を検討します。

- ・依頼者に対し、デュー・ディリジェンスは、譲り渡し側・譲り受け側双方にとって重要なプロセスである旨を説明します。

- ・依頼者に対し、表明保障の内容はデュー・ディリジェンスの結果を踏まえて適切に検討されるべきであり、期間や責任上限設定されていない場合や適用場面が一義的に明確でない規定が存在する場合、譲り渡し側が過大な表明保証責任を負担することとなり、当事者間で争いが生じるリスクがある旨を説明します。

- ・クロージング後の支払・手続、最終契約後の譲り渡し側の資産・貸付金の整理、最終契約

からクロージングまでの期間に関して、両当事者間での調整が十分にされていない段階において、本リスクを生じさせる条項やスキームを安易に提案せず、慎重に検討の上、仮に提案する場合には、組織的な判断により、リスクの詳細とリスクが顕在化した場合に生じうる結果について可能な限り具体的に説明します。

22.最終契約の締結に当たっては、契約内容に漏れがないよう依頼者に対して再度の確認を促します。

23.クロージングに向けた具体的な段取りを整えた上、当日には譲り受け側から譲渡対価が確実に入金されたことを確認します。

24.不適切な譲り受け側を最大限排除する観点から、以下の取組を実施します。

- ・譲り受け側が、最終契約を履行し、対象事業を引き継ぐ意思・能力を有しているか確認する観点から譲り受け側に対する調査を実施します。

- ・その上で、依頼者となる譲り渡し側に対しては、仲介契約・FA 契約締結前に、譲り受け側の調査の概要について、説明します。

- ・過去に支援を行った譲り受け側についての情報提供や業界内での情報共有等の仕組み等により最終契約の不履行等の不適切な譲り受け側に係る情報を取得した場合には、当該情報を担当者レベルに留めず、組織的に共有し、当該譲り受け側に対するマッチング支援の提供を慎重に検討するための体制を構築します。

- ・当該譲り受け側への新たな支援の実施については、取得した情報の内容を精査及び同様の行為による譲り渡し側への不利益の考慮を慎重に検討の上、仮に実施する場合には、組織的な判断により行います。

- ・仲介者の場合、譲り受け側の不適切な行為に係る情報を得ている場合には、譲り渡し側に対して開示します。

25.専任条項を設ける場合、その対象範囲を可能な限り限定します。依頼者が他の支援機関の意見を求めたい部分を仲介者・FA に対して明確にした上、これを妨げるべき合理的な理由がない場合には、依頼者に対し、他の支援機関に対してセカンド・オピニオンを求めるなどを許容します。ただし、相手方当事者に関する情報の開示を禁止したり、相談先を法令上又は契約上の秘密保持義務がある者や事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に限定したりする等、情報管理に配慮します。

26.専任条項を設ける場合には、仲介契約・FA 契約の契約期間を最長でも6か月～1年以内を目安として定めます。

27.依頼者が任意の時点で仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する条項等を設けます。

28.直接交渉が制限される候補先は、当該 M&A 専門業者が関与・接触し、紹介した候補先のみに限定します。

29.直接交渉が制限される交渉は、依頼者と候補先の M&A に関する目的で行われるものに限定します。

- 30.直接交渉の制限に関する条項の有効期間は、仲介契約・FA 契約が終了するまでに限定します。
- 31.テール期間は最長でも2年～3年以内を目安とします。
- 32.テール条項の対象は、あくまで当該 M&A 専門業者が関与・接触した譲り受け側だけであって、譲り渡し側に対して紹介された者のみに限定します。
- 33.仲介契約・FA 契約において専任条項が設けられていない場合に、依頼者が複数の M&A 専門業者から支援を受け、結果として複数の M&A 専門業者から同一の候補先の紹介を受けた場合、依頼者から成約に向けて支援を受ける M&A 専門業者として選択されなかった場合、テール条項を根拠とした手数料を請求しません。
- 34.仲介契約締結前に、譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と仲介契約を締結する仲介者であるということを、両当事者に伝えます。
- 35.仲介契約締結に当たり、予め、両当事者間において利益の対立が想定される事項について、各当事者に対し、明示的に説明を行います。また、別途、両当事者間における利益の対立が想定される事項に係る情報を認識した場合には、この点に関する情報を、各当事者に対し、適時に明示的に開示します。
- 36.両当事者から依頼を受ける以上、両当事者に対して中立・公平でなければならず、不當に一方の当事者の利益又は不利益となるような利益相反行為を行いません。
- 37.特に、仲介者自身又は第三者の利益を図る目的で当該利益相反行為を決して行わず、仲介契約書において、少なくとも、以下の行為を行わない旨を仲介者の義務として定めます。
- ・譲り受け側から追加で手数料を取得し、当該譲り受け側に便宜を図る行為
 - ・リピーターとなる依頼者を優遇し、当該依頼者に便宜を図る行為
 - ・譲り渡し側(譲り受け側)の希望した譲渡額より高い(低い)譲渡額で M&A が成立した場合、譲り渡し側(譲り受け側)に対し、正規の手数料とは別に、希望した譲渡額と成立した譲渡額の差分の一定割合を報酬として要求する行為
 - ・一方当事者から伝達を求められた事項を他方当事者に対して伝達せず、又は一方当事者が実際には告げていない事項を偽って他方当事者に対して伝達する行為
 - ・一方当事者にとってのみ有利又は不利な情報を認識した場合に、当該情報を当該当事者に対して伝達せず、秘匿する行為
- 38.確定的なバリュエーションを実施せず、依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるよう伝えます。
- 39.参考資料として自ら簡易に算定した、概算額・暫定額としてのバリュエーションの結果を両当事者に示す場合には、以下の点を両当事者に対して明示します。
- ・あくまで確定的なバリュエーションを実施したものではなく、参考資料として簡易に算定したものであるということ
 - ・当該簡易評価の際に一方当事者の意向・意見等を考慮した場合、当該意向・意見等の内

容

・必要に応じて士業等専門家等の意見を求めることができること

40.交渉において、一方当事者の利益のみを図ることなく、中立性・公平性をもって、両当事者の利益の実現を図ります。

41.デュー・ディリジェンスを自ら実施せず、デュー・ディリジェンス報告書の内容に係る結論を決定しないこととし、依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるよう伝えます。

42.上記の他、中小M&Aガイドラインの趣旨に則った対応をするよう努めます。

